

## 参加者の有無を確認する公募手続に係る説明書

### 1 目的

特定の者と随意契約しようとする本業務について、特定の者以外で下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認するため、参加意思確認書の提出を公募により求めるものです。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、相手方を特定した随意契約の手続に移行する予定です。

応募要件を満たすと認められる者が複数いる場合には、当該応募者に対して、指名競争入札を実施する予定です。

### 2 業務の概要

- (1) 委託名 岡山県後期高齢者医療広域連合家庭訪問相談業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務目的 別紙仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約日から令和2年3月31日まで

### 3 応募要件

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 岡山県後期高齢者医療広域連合又は岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(「役務」部門に限る。以下「有資格名簿」という。)に登載されている者。  
なお、現在、有資格名簿に登載のない者も参加意思確認書を提出することができるが、別表に掲げる書類を参加意思確認書など(6の提出書類)と同時に提出し、有資格名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること(別表を参照のこと)。
- (4) 参加意思確認書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山県後期高齢者医療広域連合又は岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 平成28年4月1日以降で、健康増進のための専門職による家庭訪問相談業務に関する業務を市町村若しくは都道府県広域連合から受託した実績を有する者又はこれに準ずる者として広域連合が認めたもの。
- (6) プライバシーマーク又はISO/IEC27001(ISMS)の認証を取得していること。

#### 4 日程及び期限

内容	日程・期限
説明書等の交付期間	公示日～令和元年6月21日(金)
説明書等に関する質問受付	令和元年6月17日(月)午後5時まで
説明書等に関する質問回答予定日時	令和元年6月18日(火)午後5時掲載
参加意思確認書の提出期間	令和元年6月19日(水)～令和元年6月24日(月)午後5時まで(郵送の場合も必着とする。)各日午前9時～正午、午後1時～午後5時(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

※ 応募要件を満たす者が複数いる場合のみ、指名競争入札を実施します。なお、詳細は別途通知します。

#### 5 説明書等の交付方法

岡山県後期高齢者医療広域連合ホームページ入札情報からダウンロードすること。

ホームページアドレス：<https://www.kouiki-okayama.jp/>

#### 6 説明書等に関する質問の受付及び回答

##### (1) 受付方法

ホームページ掲載の質問書(様式4)を使用し、電子メールで、メールの件名を「【参加者確認質問】家庭訪問相談業務委託」として、広域連合業務課 保健事業・医療費適正化推進室へ提出すること。

電子メール：[gyomu@kouiki-okayama.jp](mailto:gyomu@kouiki-okayama.jp)

##### (2) 回答方法

岡山県後期高齢者医療広域連合ホームページに掲載します。

入札情報 - 入札公告

#### 7 参加意思確認書の提出

##### (1) 提出書類

- ①参加意思確認書(様式1)
- ②業務体制(様式2)
- ③実績調書(様式3)
- ④プライバシーマーク又はISO/IEC27001(ISMS)の認証の写し

※①～③の様式はホームページから入手してください。

##### (2) 提出方法

一般書留若しくは簡易書留により郵送又は岡山県後期高齢者医療広域連合へ持参

(3) 提出場所

業務課 保健事業・医療費適正化推進室

## 8 その他留意事項

(1) 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書を無効とします。

(2) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された参加意思確認書は、返却しません。

(4) 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用はしません。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めません。

(6) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することはできません。

(※配置予定技術者を必要とする場合のみ)

(7) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等を行うことがあります。

(8) 応募要件を満たさないとの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して7日(岡山県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例(平成19年広域連合条例第1号)第1条に規定する広域連合の休日を除く。)以内に、書面により、当課に対し応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められることができます。

(9) 応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日から起算して10日以内に、書面等により回答するものとします。

(10) 本手続は、予算その他当広域連合の事情により中止する場合があります。

### 【提出先・問い合わせ先】

岡山県後期高齢者医療広域連合

業務課 保健事業・医療費適正化推進室

〒700-0975 岡山市北区今二丁目2番1号

(岡山県市町村振興センター3階)

電話：(086)245-0090

FAX：(086)245-7277

電子メール：[gyomu@kouiki-okayama.jp](mailto:gyomu@kouiki-okayama.jp)

別 表

有資格名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類

提出書類	対象	摘要
有資格者と同等であることの認定申請書及び誓約書（様式6）	全業者	
暴力団排除に関する誓約書（兼同意書）（様式7）	全業者	
使用印鑑届（様式8）	全業者	
印鑑証明書	全業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・法務局で取得してください。</li> </ul>
社会保険料納入確認書（様式9）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象期間は「平成30年1月分～平成30年12月分」のもの</li> <li>・所轄の年金事務所で取得</li> </ul>
納税（完納）証明書（国税）	全業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・様式「その3の3」</li> <li>・所轄の税務署で取得してください。</li> </ul>
納税（完納）証明書（岡山県税）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者</li> <li>・岡山市内に岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者</li> <li>・岡山県内に本社又は岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・岡山県の様式「納税証明書交付申請書」で、証明書の使用目的を「1指名願添付入札参加資格審査申請」、申請税目を「1県徴収金等の滞納がないこと」で証明を受けたもの</li> <li>・所轄の県民局で取得してください。</li> </ul>

納税(完納)証明書(岡山市税)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岡山市内に本社、本店等主たる営業所を有する者</li> <li>・岡山市内に岡山市との取引に係る権限が委任されている支店、営業所等を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの</li> <li>・各区市税事務所、地域センター等で取得してください。</li> </ul>
(代表者の岡山市税)納税(完納)証明書	本社の代表者が岡山市に住民登録をしている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・様式「滞納無証明書交付申請書」で証明を受けたもの</li> <li>・各区市税事務所、地域センター等で取得してください。</li> </ul>
商業登記事項証明書	法人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請月から3か月以内に取得したもの</li> <li>・法務局で「履歴事項全部証明書」を取得してください。</li> </ul>
財務諸表	全業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直前の決算期のもの</li> <li>・「貸借対照表」及び「損益計算書」</li> </ul>